

静岡県における化学物質等の使用状況と三管理への対応に関する調査研究

研究代表者	静岡産業保健推進センター所長	鎌田隆
主任研究者	静岡産業保健推進センター相談員	青柳 廣
共同研究者	静岡産業保健推進センター相談員	秋山 泉 市山 純 住吉健一 目黒輝久 望月一夫
研究協力者	立華工業(株) 環境分析副部長	望月 裕
研究協力者	立華工業(株) 環境技術課長	尾崎克年

< 1 > はじめに

化学物質による労働者の健康障害は、今も後を絶たず、有機溶剤中毒予防規則等の既存の特別規則で規制されていない物質によるものも毎年相当数発生している。このため、静岡産業保健推進センターでは、労働衛生三管理を軸としたアンケート調査を行い、静岡県内の化学物質使用事業場における化学物質の管理状況と作業現場の実態を把握し、事業者及び作業員等の認識をより高めるとともに事業場における、衛生管理に活用できるチェックシートの開発を目的に取り組みを進めた。

< 2 > 調査対象と方法

(1) アンケート調査

調査対象としては、当センター把握の事業場のうち製造業と思われる 1699 事業場に調査票を送付し、518 事業場から回答を得た(回収率 30.5%)。うち化学物質取扱い事業場からは 307 事業場から回答があったことから、原則として、管理体制等基本的事項については、518 事業場を母数として、化学物質管理及び三管理関係については、307 事業場を母数として、分析した。分析にはスタットビューを使用した。

(2) MSDS 対象物質等管理・労働衛生三管理簡易チェックリストトライアル使用調査

化学物質使用事業場の総合的管理部門(スタッフ)と現場部門(ライン)の現場認識の差から明らかとなる問題点の把握・改善を図る「チェックシート」を開発し、アンケート調査協力事業場の中から、いくつかの事業

場にトライアル使用をお願いした。トライアル使用后、当該協力事業場に赴き(一部電話聴取)、本チェックシートの考え方及びその内容等につき意見聴取し、補強した。

< 3 > アンケート調査票等のねらい

本調査票は、基本的事項 化学物質管理 作業環境管理 作業管理 健康管理 の 5 項目からなる。では、法的安全衛生管理体制の現状を明らかに、では、化学物質の使用状況と措置状況を把握し、では上記状況と産業医・健診機関との関わり状況を明らかにすることを目的とした。

また、簡易チェックシートについては、調査研究チーム内での論議の中で、衛生管理スタッフとライン(作業員)の認識のずれの問題が浮上したことから、当初の「化学物質ばく露防止ステッカーの表示モデル開発」からこの認識のずれの是正に活用できるシート開発に変更した。

< 4 > 調査分析(静岡県内の化学物質管理等の現状)

50 人以上の事業場における基本的安全衛生管理体制については、産業医・衛生管理者・衛生委員会とも 9 割以上のほとんどで選任・設置されている。50 人未満事業場でも、法的義務のあるところと比較すると格段に低いものの、産業医選任で 4 割に少し及ばないが、その他は 40%後半の水準にある。

MSDS 対象化学物質取扱事業場は、その約 8 割が有機則対象物質を、約 5 割が特化則対象物質を使用している。

当該化学物質に係る「化学物質管理計画」の策定については、「検討中」を含めても5割程度に過ぎない。その反面、作業標準等は7割強で作成されており、そこでの遵守状況は9割を超えて評価されている。一方、「なし」「検討中」と回答したところは3割近くあり、50～99人の規模では3分の1を超えている。

MSDSの整理に関しては、「請求」「定期的に請求更新」に回答したいわば積極的整理が全体の4分の3、整理すると同時に自社用書き換えるものが約5%であった。活用では、6割強が従業員教育に活用と回答し、以下「低有害物質への切り替え」(25%)、「リスクアセスメントに活用」(20%)であった。また、MSDSの周知では、「いつでも見ることのできる」のは過半数を占めているが、「作業場には備え付けてない」と回答したところが、7分の1あった。取扱作業員への当該物質の周知に係る衛生教育では、9割近い実施率であり、良好ではあるが、未実施も1割強ある。また、実施も「雇入れ時のみ」が15%強も占めている。

三管理に関わっては、以下のとおりである。

- ・ 作業環境測定の実施については、概ね良好であるが、鉛業務・特定化学物質(第一類・二類)について70%未満と若干低い。一方で、法的義務のない物質(有機第三種、特化物三類等)であっても40～70%など比較的高率で実施している。
- ・ 「局排等の設置義務のない化学物質に係るばく露防止対策」については、「従業員の要望があれば安全衛生委員会等で検討」がほぼ半数で最も高い。
- ・ 保護具のうち呼吸用保護具の管理については、管理責任者の指名は約4割で最大であるが、作業員に委ねられているところも3割近くある。
- ・ 産業医の職場巡視・特殊健康診断結果の確認は70～80%と概ね良好であるが、作業環境測定結果の確認は5割台に留まり、使用化学物質の確認では4割台前半となっている。また、健診計画策定

への参画でも5割台である。

- ・ 産業医は健診実施機関に所属していないものが7割を占めている。また、健診機関への使用化学物質の一覧の提示は4割弱、作業環境測定結果の提示では4分の1に留まっている。

< 5 > 結果及び今後の取組み方向

静岡県内の化学物質の管理状況等については、積極的な環境測定の実施、作業標準の遵守、あるいは従業員の要望に沿った対策の実施・検討等概ね良好であったと評価できる。その一方で、法的に義務が課せられている措置について少なくない割合で未対応という実態が認められるなどなお改善すべき点がある。

産業医の活用については、ある程度されているとは言いながら、なお不十分である。その改善のためには、産業医への情報提供(使用化学物質一覧・作業環境測定結果等)とともに、事業場側からの産業医の職場巡視に対する積極的な取り組みがなされることが必要であると思われる。

また、MSDSの周知を中心とした化学物質の管理には、従業員への教育が不可欠である。衛生管理スタッフとライン(作業員)の認識のズレを最小にするためにも、計画的に衛生教育を繰り返し進める必要がある。その取り組み結果を検証し、計画・推進していく補助的なツールとして「簡易チェックシート」は有効であると考えられる。

簡易チェックシートの開発に関わっては、トライアル使用事業場から、日常的に常時使用するのではなく、安全衛生管理体制の変更、あるいは作業内容の変更など事業場内での機会を捉えた使用が効果的との意見が複数寄せられた。また、チェック項目の内容・回答方法(YES,NOのみでなく5段階回答やスケール表示等)にも建設的なご意見をいただいた。これらのご意見を踏まえつつも、各事業場の実態・水準は異なることから、それぞれの事業場で創意工夫をお願いすることとし、最小限の変更にとどめた。